

試験の出題傾向 第1分野

第1分野は統計問題から1問、労働問題10問、確定拠出年金制度30問、企業年金の移換4問の構成で、労働問題は基本的な出題という傾向に変化はない。平成26年の確定拠出年金法改正の内容をよく把握していただきたい。「過去問題集のはじめ」により

サンプル問題 1 第28回第1分野出題から
第28回DCアドバイザー 資格認定試験 第1分野の出題から

【就業規則】よく出る！

〔問題4〕就業規則に関する次の記述のうち、もっとも適当でないものを1つ選んでください。

- 1 就業規則を作成する場合には、労働者の意見を聴取しなければならない。
- 2 労働者に周知されていない就業規則であっても効力は認められる。
- 3 常に10人未満を使用している使用者には就業規則の作成義務はない。
- 4 就業規則の不利益変更は認められるが、合理的な理由が必要である。

解説

- 1 正しい（労働基準法90条1項）。
- 2 誤り。就業規則は労働者に周知させなければならない（労働基準法106条1項）。周知性を欠いた就業規則は無効であると解されている（フジ興産事件 最高裁 平成15年10月10日 第2小法廷判決）。
- 3 正しい（労働基準法89条1項）。
- 4 正しい（秋北バス事件 最高裁 昭和43年12月25日）。

サンプル問題 2 第28回第1分野出題から

【企業型確定拠出年金の実施】よく出る！

〔問題13〕企業型確定拠出年金の導入に関する次の記述のうち、もっとも適当なものを1つ選んでください。

- 1 労働組合が複数ある企業では、すべての組合との合意が必要となる。
- 2 労働組合が複数ある企業では、厚生年金保険被保険者の過半数で構成される組合との合意が必要である。
- 3 労働組合がない企業では、厚生年金保険被保険者の過半数の同意が必要である。
- 4 労働組合がない企業では、事業主の意向によって導入が可能である。

解説

- 1 不適当な記述である。労使合意の労働側は、労働組合の場合、従業員（厚生年金保険被保険者）の過半数で構成される労働組合との合意が必要となる。単一労働組合でも、複数労働組合でも同様である。
- 2 適当な記述で正解。前述の通りである。
- 3 不適当な記述である。労働組合がない企業では、従業員の過半数を代表する者を選出し、当該代表者との合意が必要となる。
- 4 不適当な記述である。前述の通りである。

試験の出題傾向 第2分野

第2分野は統計問題から1問、社会保険14問、私的年金（確定給付企業年金、中小企業退職共済等、国民年金基金）26問、キャッシュフロー分析を踏まえたリタイアメントプラン問題4問、等の構成になっている。私的年金では確定給付企業年金の出題が19問割合と高いが基本的な内容が多い。範囲は広いが効率的に勉強していただきたい。

サンプル問題 3 第28回第2分野

【公的年金の最近の法改正】 よく出る！

〔問題2〕公的年金制度に関する次の記述のうち、もっとも適当なものを1つ選んでください。
ただし、本記載以外の公的年金加入期間はないものとします。

- 1 育児休業期間中の国民年金保険料は免除される。
- 2 老齢厚生年金の受給資格期間要件は10年以上である。
- 3 基礎年金国庫負担率は3分の1である。
- 4 合算対象期間は老齢基礎年金額に反映する。

解説

- 1 不適当な記述である。そういう制度はない。育児休業期間中に保険料が免除されるのは、厚生年金保険である。平成31年4月より、国民年金第1号被保険者についても、産前産後期間の保険料が免除となる。
- 2 適当な記述であり、正解。老齢厚生年金の受給資格期間は、平成29年8月から、それまでの25年から10年に短縮された。
- 3 不適当な記述である。平成26年度から消費税が増税されることを前提に、基礎年金国庫負担2分の1が恒久化される特定年度を平成26年度と定めた。
- 4 不適当な記述である。合算対象期間（カラ期間）とは、年金受給資格期間を満たしているか否かを判定する際には参入することができるが、老齢基礎年金額の算定には反映されない期間のことである。

試験の出題傾向 第3分野

第3分野は経済指標から始まり、日銀の政策、株式、債券投資の基礎知識、財形等々幅広い問題が出題され、債券や株式、ポートフォリオの標準偏差などの計算問題が5問、確定拠出年金制度の投資教育、運用商品、運営管理機関などが15問、税金に関するものが5問といった出題数がか数年の傾向である。計算問題は数年傾向は同じなので、得点源になる。

第29回でも今年施行の運用商品や投資教育に関する確定拠出年金法改正関連の出題が予想される。

サンプル問題 4 第28回第3分野出題から

【指定運用方法】 よく出る！

〔問題 27〕改正確定拠出年金法において、平成30年5月に実施された企業型年金の指定運用方法に関する次の記述のうち、もっとも適当でないものを1つ選んでください。

- 1 指定運用方法は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものであることが求められる。
- 2 指定運用方法に係る情報として加入者に提供される事項には、指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性が含まれる。
- 3 加入者が一定期間を経過してもなお一部について運用の指図を行わないときは、指定運用方法に個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなされる。
- 4 企業型運用関連運営管理機関等による指定運用方法の設定は任意とされている。

解説

- 1 適当な記述である（確定拠出年金法第23条の2第2項）。
- 2 適当な記述である（確定拠出年金法第24条の2第1号）。
- 3 不適当な記述で、正解。個人別管理資産のうち運用の指図が行われていないものが対象となる（確定拠出年金法第25条の2第2項、第3項）。
- 4 適当な記述である（確定拠出年金法第23条の2第1項）。

ご注意

試験問題のサンプルはあくまでも頻度の高く平易な問題を選出しています。

が、実際の問題の中には難易度の高い問題もいくつか含まれています。

過去問題をよく研究していただき、ご自分の得意分野を中心に7割の得点を目指して勉強していただくことが肝要です。